

## 函館市保育体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市保育体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金の交付は、市内の保育所および認定こども園（以下「保育所等」という。）において、地域住民や子育て経験者等の地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続および離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境の整備を行うことを目的とする。

(交付要件)

第3条 補助金の交付の対象となる保育支援者は、次の各号のすべてに該当しているものとする。

- (1) 保育士資格を有しない者であること。
- (2) 平成26年4月1日以降、新たに保育所等に配置された者であること。

2 保育支援者は、次の各号のいずれかに定める業務を実施するものとする。

- (1) 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒および清掃
- (2) 給食の配膳およびあとかたづけ
- (3) 寝具の用意およびあとかたづけ
- (4) 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳および翻訳
- (5) 児童の園外活動時の見守り等
- (6) その他保育士の負担軽減に資する業務

3 前項第5号の業務は、保育支援者（市が認めた交通安全に関する講習を修了した者に限る。）または、安全管理に知見を有する者として

市が認めた者が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地で児童の行動把握などを実施するものとする。

4 保育支援者を各月初日において配置していること。

5 保育支援者に係る費用について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の補助事業による給付等を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象とする経費は、次に掲げる経費のうち市長が適当と認める経費とする。

(1) 保育体制強化事業を実施するために必要な報酬，給料，職員手当等，共済費，賃金，役務費および委託料

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表に定める補助限度額と補助対象経費の実支出額のいずれか少ない額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（事業実施の承認申請）

第6条 保育体制強化事業を実施しようとする者は、事業実施前にあらかじめ、別記第1号様式「函館市保育体制強化事業実施承認申請書」に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、事業実施の承認を受けなければならない。

(1) 保育体制強化事業実施計画（実績）書（別記第2号様式）

2 前項に規定する実施計画書には、本事業による保育支援者の業務および保育士の業務負担が軽減される内容ならびに職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）を記載するものとする。

（承認の通知）

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、その内容審査および必要に応じて行う調査等により、実施事業を承認したときは、別記第3号様式「函館市保育体制強化事業実施承認通知書」に

より、当該申請した者に通知するものとする。

(補助金の交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める期間内に、申請書を提出しなければならない。

2 補助金の交付申請に係る添付書類は、規則第7条に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 保育体制強化事業実施計画（実績）書（別記第2号様式）

(2) 事業実施承認通知書の写し

(3) 事業対象である保育支援者の履歴書および雇用契約書

(4) 事業実績額の根拠資料となるもの（事業対象である保育支援者の賃金台帳など）

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前項の補助金等交付申請書等を提出したことで、規則第17条に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

(仕入控除税額の報告等)

第9条 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合も含む。）は、別記第4号様式の報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。また、報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の函館市保育体制強化事業費補助金交付要綱の様式により提出されている書類は、改正後の函館市保育体制強化事業費補助金交付要綱の様式により提出されたものとみなす。

別表（第5条関係）

区分	補助限度額
幼稚園型認定こども園	<p>1 保育支援者の配置 月額25,000円</p> <p>2 児童の園外活動の見守り等</p> <p>①保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取り組む場合、1に下記の額を加算 月額11,200円</p> <p>②安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者に謝金を支払う場合または委託する場合 月額11,200円</p> <p>※①, ②は1施設につき一方のみ</p>
保育所, 保育所型認定こども園, 幼保連携型認定こども園	<p>1 保育支援者の配置 月額100,000円</p> <p>2 児童の園外活動の見守り等</p> <p>①保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取り組む場合、1に下記の額を加算 月額45,000円</p> <p>②安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者に謝金を支払う場合または委託する場合 月額45,000円</p> <p>※①, ②は1施設につき一方のみ</p>

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

函館市長 様

住所

申請者 団体名および

代表者氏名

函館市保育体制強化事業実施承認申請書

年度において函館市保育体制強化事業を実施したいので、  
函館市保育体制強化事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係  
書類を添えて申請します。

記

添付書類

- 1 保育体制強化事業実施計画（実績）書（別記第2号様式）



別記第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

函館市長

函館市保育体制強化事業実施承認通知書

年 月 日付けで申請のあった函館市保育体制強化事業については、内容審査の結果、下記のとおり承認したので、函館市保育体制強化事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知する。

記

- 1 承認年月日 年 月 日
- 2 事業開始年月日 年 月 日



別記第4号様式（第9条関係）

年 月 日

函館市長 様

住 所

補助事業者 法 人 名

代表者名

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 函 指令交付決定を受けた 年度函館市保育体制強化事業費補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告します。

1 施設の種類および名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額または事業実績報告による精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）

金 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

3の消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）